

福岡県文化芸術振興条例

令和 2 年 4 月 1 日
令和 2 年福岡県条例第 7 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本計画等（第五条・第六条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第一節 文化芸術の振興（第七条—第十二条）

第二節 文化芸術に親しむことができる環境づくり（第十三条—第二十一条）

第三節 障がいのある人の文化芸術活動の推進（第二十二条—第二十八条）

第四節 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信（第二十九条—第三十一条）

第四章 雑則（第三十二条・第三十三条）

附則

文化芸術は、人々が暮らしの中で、自由に楽しみ、親しみ、創り出していくものである。

また、年齢、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人に社会参加の機会を与え、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う精神をはぐくむものである。

本県は、古来、中国大陸や朝鮮半島に近接する地理的条件により、アジアと我が国との交流の玄関口として栄えてきた。我が国が海外の多様な文化の影響を受けつつも、これを深化させ、誇るべき独自の文化を形成する上で、本県は、その窓口として重要な役割を果たしてきた。

明治時代には、鉄鋼業や石炭産業などが勃興し、日本の近代化を支えるとともに、産業の発展に伴い、全国から多くの人々が本県に集まり、その交流の中で、新たな文化が生まれ、はぐくまれてきた。

こうした歴史的背景により、開放的で明るく、進取の気性に富む県民性が培われてきた。

このような中、本県の誇るべき文化を守り、より良いものに高め、将来世代に受け継いでいくとともに、一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することにより、県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現を目指していかなければならない。ここに、県、県民及び文化芸術団体等が連携し、本県の文化芸術の更なる振興を図るため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該

施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行うものの自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行うものの創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の文化芸術活動の推進が、文化芸術活動への参加又は創造における物理的又は心理的な障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性及び能力の発揮並びに社会参加が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、県内各地域の歴史、風土等を反映した特色ある多様な文化芸術が保護され、その発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、本県の文化芸術が広く発信されるよう、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国、市町村等との連携)

第四条 県は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、文化芸術団体、文化施設、学校、研究機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業その他の関係機関との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第五条 知事は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条の二に規定する地方文化芸術推進基本計画（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）第八条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を含むものとする。以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、福岡県文化芸術振興審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(福岡県文化芸術振興審議会)

第六条 県に福岡県文化芸術振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する施策の推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第一節 文化芸術の振興

(芸術の振興)

第七条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第八条 県は、伝統芸能（能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。以下同じ。）、民俗芸能（神楽、風流、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。以下同じ。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史並びに風土の中で形成されてきた風俗慣習の継承及び発展を図るため、これらの公演、活動等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第九条 県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、後継者の育成、技術の継承、作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能及び生活文化の振興等)

第十条 県は、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。））及び生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十一条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（世界文化遺産等の継承）

第十二条 県は、世界文化遺産、無形文化遺産、世界の記憶その他の世界的に価値を認められた遺産を次代へ確実に受け継ぐために、これらの顕著な価値を守り、広く世界に伝える施策を講ずるものとする。

第二節 文化芸術に親しむことができる環境づくり

（県民の関心及び理解）

第十三条 県は、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第十四条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術を鑑賞する機会の創出、地域における文化芸術活動を行う環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第十五条 県は、青少年が人間性及び創造性並びに郷土への誇り及び愛着を高めることができるよう、青少年が文化芸術に触れる機会の提供、青少年の文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第十六条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、体験学習等文化芸術に関する教育の充実、文化芸術団体等が学校において行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者の文化芸術活動の充実）

第十七条 県は、高齢者の文化芸術活動の充実を図るため、高齢者がその豊富な知識や経験を生かし、積極的に文化芸術活動に参加し、活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の担い手の育成及び確保）

第十八条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行うもの、伝統芸能を伝承するもの、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有するもの等文化芸術の担い手の育成及び確

保を図るため、人材育成に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

第十九条 県は、自らが設置する文化施設に関し、施設の充実に努めるとともに、公演及び展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十条 県は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 県は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(地域の文化的な景観等の保全)

第二十一条 県は、文化的な、又は歴史的な景観の保全及び活用を図るため、景観の保全活動等に必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 障がいのある人の文化芸術活動の推進

(鑑賞の機会の拡大)

第二十二条 県は、障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供、障がいのある人が文化施設を円滑に利用できるような設備の充実等障がいの特性に応じた合理的配慮の提供（福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）第二条第五号に規定する合理的配慮の提供をいう。）により、文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創造の機会の拡大)

第二十三条 県は、障がいのある人が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障がいのある人が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(作品等の発表の機会の確保)

第二十四条 県は、障がいのある人の文化芸術の作品等の発表の機会を確保するため、その作品等に関する情報の発信、その発表のための催しの開催の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第二十五条 県は、障がいのある人の文化芸術の作品等に係る所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(作品等に係る事業活動への支援)

第二十六条 県は、障がいのある人の文化芸術の作品等に係る販売、公演その他の事業活動が円滑かつ適切に行われるよう事業者等との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第二十七条 県は、障がいのある人の文化芸術活動について、障がいのある人、その家族その他の関係者からの相談に応ずるため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十八条 県は、障がいのある人の文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

(文化芸術を活用した地域活性化)

第二十九条 県は、文化芸術の活用による地域の活性化を図るため、文化芸術を活用したまちづくり並びに産業及び観光の振興に資する取組みを推進するものとする。

(文化芸術を通じた国際交流の推進)

第三十条 県は、県民とアジアその他の地域の人々との相互理解の促進及び友好提携を締結している地域その他の地域との関係の発展を図るため、文化芸術を通じた国際的な交流に資する取組みを推進するものとする。

(文化芸術の魅力の発信)

第三十一条 県は、前二条の施策を効果的に推進するため、本県の文化芸術の魅力に関する情報を国内外へ発信するものとする。

第四章 雑則

(表彰)

第三十二条 知事は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものに対し、表彰を行うことができる。

(財政上の措置)

第三十三条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。